

第1章

スポーツ推進計画策定にあたって

スポーツ推進計画策定にあたって

1. 計画策定の主旨

町田市では、2009年度に策定したスポーツ振興計画を中間年で見直し、2013年度に町田市スポーツ推進計画を策定しました。計画に基づく事業実施により、市民が週1回以上スポーツを行う割合は、計画初年度の40.3%から、2018年度末時点で60.9%まで上昇しました。また、市民のスポーツ実施だけでなく、ホームタウンチームとの連携・協働が進むといった実績もあげてきました。

今回の計画の策定では、現行の町田市スポーツ推進計画が目標年次をむかえることによる事業等の評価と合わせて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会の開催も目前に控えたスポーツを取り巻く環境の急激な変化を好機と捉え、事業のあり方等を検討していくことが必要です。

「将来の姿」など大きな方向性は現行計画を踏襲しつつ、働き盛り世代のスポーツ実施率向上など、アンケート調査等から得られる課題を基に、今後10年の方向性を検討していきます。

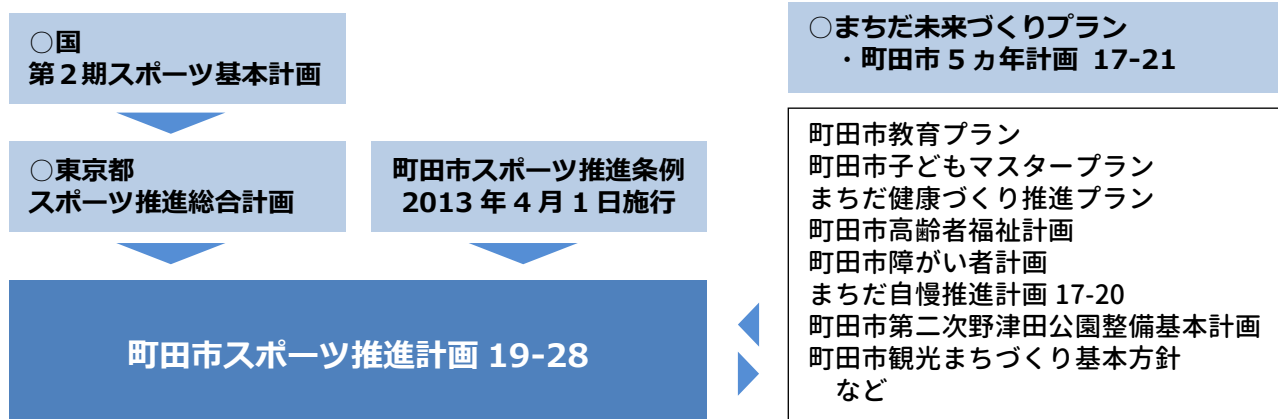
2. 町田市スポーツ推進条例

市では、スポーツ基本法の制定を受け、「町田市スポーツ推進条例」を2013年3月に制定しました。「町田市」としてのスポーツ推進に対する基本理念と市（行政）、市民等、スポーツ関連団体、ホームタウンチーム、それぞれの役割と4者の連携協力ならびにスポーツ推進計画の策定を規定、スポーツ基本法第31条に基づき、「町田市スポーツ推進審議会」を設置することとしています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、町田市の中・長期計画である「まちだ未来づくりプラン」及び「町田市5ヵ年計画」や関連する個別計画との連携・調整を図った上で、各計画に共通する今後の施策の方向性などを明らかにするスポーツの基本的な計画として位置づけます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会を契機に市民のスポーツを盛り上げていけるよう、本計画で施策の方向性を示すとともに、各施策のメインとなる事業については、主な事業として記載します。



4. 計画の期間

本計画は2019年度から2028年度の10ヵ年を計画期間とします。

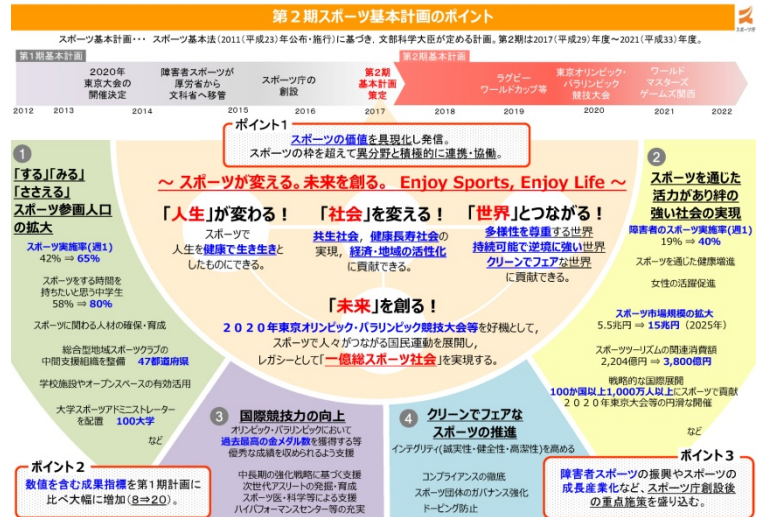


5. 国や都の動向

(1) 国の動向

2011年に施行されたスポーツ基本法をはじめ、2012年のスポーツ基本計画の策定、2015年のスポーツ庁の設置、2016年のスポーツ産業の活性化を推進するスポーツ未来開拓会議の発足、2017年の第2期スポーツ基本計画の策定と、スポーツを取り巻く状況は近年、変化してきました。

また、2019年のラグビーワールドカップ2019™の開催が目前に迫り、2020年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。今後、日本国内で開催される世界的なスポーツ大会を契機に、スポーツの気運の盛り上がりが期待されます。



(2) 東京都の動向

東京都は「東京都スポーツ推進計画（2013年3月策定）」及び「東京都障害者スポーツ振興計画（2012年3月策定）」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための計画として、2018年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。

基本理念 「スポーツの力で東京の未来を創る」

都民のスポーツ実施率 70%を達成し、

誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、

スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現します。

政策目標	項目	達成指標		政策目標			
		現状	2020年	2024年度	→ するスポーツ	→ みるスポーツ	→ 支えるスポーツ
01 スポーツを通じた健康長寿の達成	1年間にスポーツを実施しなかった都民（18歳以上）の割合	15.0%	7.5%	7.5%を維持	01 スポーツをすることへの関心喚起	06 スポーツをみることの能力発達	08 スポーツを支える人材の育成
	スポーツが「楽しい」「やや楽しい」と回答する中学2年生の割合	男が11.8% 女が21.8%	-	男子 5% 女子 10%	02 スポーツを始めようとする意欲の醸成	07 スポーツをみる機会を創出	09 スポーツによる事故防止等の取組
02 スポーツを通じた共生社会の実現	1年間にスポーツを支える活動 ^{※1} を行った都民（18歳以上）の割合	13.1%	20%	20%を維持	03 スポーツを身近にできる場の確保	04 成長段階にある児童・生徒の体力向上	10 スポーツを支える都民の取組
	障害のある都民（18歳以上）のスポーツ実施率	19.2% (全国最)	-	40%	05 競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進	08 難病が抱えるスポーツへの参加促進	16 障害者スポーツの更なる魅力発信
03 スポーツを通じた地域・経済の活性化	20~30歳代女性（都民）のスポーツ実施率	42.0%	50%	55%	11 難病が抱えるスポーツへの参加促進	12 障害の有無に関わらないスポーツ振興	17 誰もが気軽に参加できるスポーツ環境の整備
	60歳以上の都民のスポーツ実施率	65.5%	75%	75%を維持	13 幼児・子供のスポーツ振興	14 高齢者のスポーツ振興	15 性別に関わらないスポーツ振興
01 スポーツを通じた健康長寿の達成	1年間にスポーツを直接観戦した都民（18歳以上）の割合	39.3%	50%	50%を維持	21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化	25 スポーツ振興の能力発信	28 スポーツに関する技術開発市場開拓への支援
	東京2020大会に出場する都民が所属・育成・強化したアスリート数	-	オリンピック100人 パラリンピック25人	(成果等を踏まえ検討)	22 官民連携によるスポーツ振興の推進	26 アスリートの活躍を通じたスポーツ振興の推進	29 地域や経済の活性化に寄与した団体等の取組
	都内のスポーツ市場規模（スポーツGDP）	0.57兆円	1.04兆円	1.46兆円	23 東京を活性化させるスポーツイベント等の取組	27 スポーツ振興における情報の活用促進	30 スポーツを通じた国際交流

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

6. スポーツとは

(1) 本計画におけるスポーツ

スポーツには、喜びや達成感といった精神的充足や、多くの人に感動を与える力があります。また、スポーツを継続的に実施することは健康の維持・増進にもつながり、共にプレーした仲間とのチームワークやフェアプレーの精神を育みます。更に、実際にスポーツを観戦したり、地元チームを応援したりすることは、まちのにぎわいを創出し、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成します。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

本計画では、これらの考えに基づき、身体を動かし、楽しむことを原点として、活動を広く捉えていきます。

(2) する人、みる人、支える人の視点

「する」だけでなく、「みる」「支える」を含めた3つの視点をもとにスポーツを推進していきます。前述の「身体を動かし、楽しむことを原点」として、身体を動かし実際にスポーツを「する人」、スポーツの観戦を通じてスポーツに親しむ「みる人」、スポーツの指導やボランティア等を行い「支える人」それぞれの立場から市民のスポーツを推進していきます。

「する人」 実際にスポーツをする人

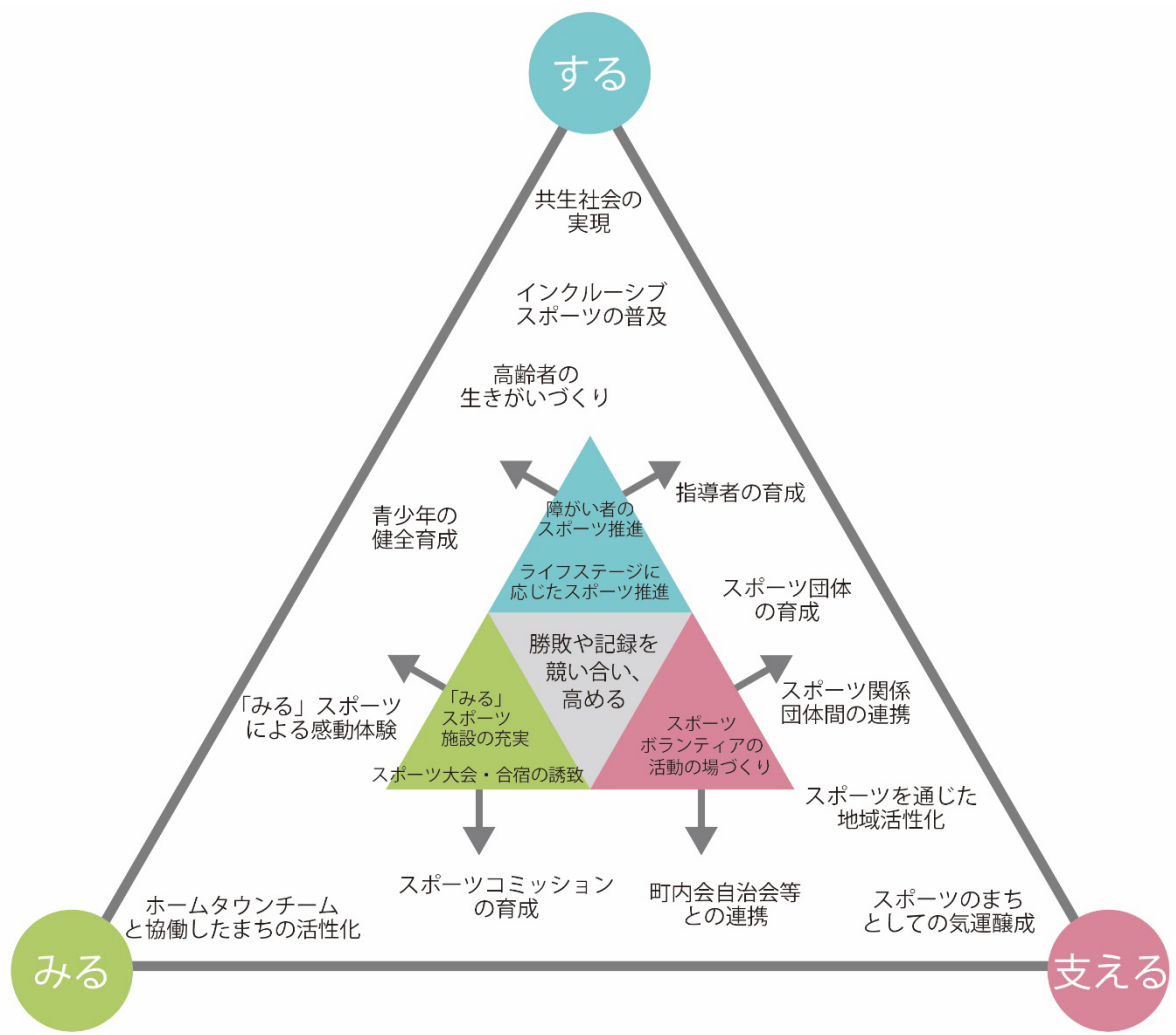
「みる人」 トップレベルの競技や身近な場所で開催されるスポーツ大会をみる人

「支える人」 スポーツ指導者やスポーツボランティア等の支える人

(3) スポーツに期待すること

本計画ではスポーツを、身体を動かし、楽しむことを原点として、活動を広く捉えています。より多くの市民がスポーツに取り組むためには、勝敗や記録を競い合うだけでなく、性別や年齢、障がいの有無を問わず、市民のだれもがスポーツを楽しむことが重要です。

スポーツを楽しむ人が増えていくことで、様々な社会的効果に波及していくことが期待されます。する・みる・支える視点から、以下のようにスポーツに期待されることを整理しました。



スポーツへの期待

